

## 徳島県新未来創造推進交付金（人口減少対策分） Q &amp; A

項目	番号	問	答
補助対象事業について	1-1	当初予算に計上した事業についても、対象となるか。また、交付決定前に事業を開始することは可能か。	既に現年予算に計上済みの事業についても、対象となりうる。ただし、事業の開始は、交付決定後となることにご留意いただきたい。
補助対象事業について	1-2	防災訓練開催経費に活用することは可能か。	人口減少対策としての内容を盛り込み、県総合計画KPIに寄与し、かつ、新規や拡充の事業であれば、自由提案枠であれば該当しうる。
補助対象事業について	1-3	他団体の地域で実施する事業についても、対象になるか。	貴団体における人口減少対策になり、県総合計画KPIに寄与する事業であれば、対象になりうる。
補助対象事業について	1-4	指定管理費の中で実施する事業は対象となるか。	新規または拡充の内容であり、指定管理費の内訳で金額を明示できるのであれば、対象となりうる。
補助対象事業について	1-5	国の「地域未来交付金」の対象事業との違いは。	自由提案枠については、国の「地域未来交付金」で対象外となっても、当交付金の要件を満たせば対象となりうる。（例：個人版ふるさと納税のプロモーション経費、特定の個人や企業に対する給付のような経費等） 一方、重点対策枠については、県側で「地域未来交付金」を充当しているため、国の「地域未来交付金」の対象事業と同様になる。（ただし、国の制度のように、計画の策定や複雑な様式の作成といったものが不要なく、比較的簡単な様式で応募できる面でメリットがある。）
補助対象事業について	1-6	事業計画を立てる事業は対象となるか。	自由提案枠については、事業の計画・企画・立案に関する委託経費も対象となりうる。 一方、重点対策枠については、事業の計画・企画・立案に関する委託経費は対象外となる。 なお、職員が自前で行う場合は、職員人件費となるため、対象外となる。
補助対象経費について	2-1	民間事業者がハード整備をする場合に、補助する事業は対象となるか。	補助事業であっても、最終的にハード整備を行うものについては、対象外となる。
補助対象経費について	2-2	職員の超過勤務のようなものは対象経費となるか。	正規職員の人件費は対象外となるが、事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）の人件費や、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれているものは、対象となりうる。
基金について	3-1	3か年で実施する事業の場合に、初年度は基金への積立てのみを行い、2年度目から事業を開始する場合は問題ないか。	初年度から事業を開始していただきたいため、初年度が基金の積み立てのみとなることは認められない。初年度にも一部の事業を実施し、2年度目以降に実施する分を基金に積み立てていただきたい。
基金について	3-2	自由提案枠について、基金に積む金額を、交付決定後の事業実施中に変更することは可能か。	変更承認申請を提出し、県の変更決定を得ることにより、可能。
基金について	3-3	自由提案枠について、積み立てる基金は既存の基金でも構わないか。また、積み立てる基金は財政調整基金でも構わないか。	振興に関する基金であれば、既存の基金でも構わない。ただし、財政調整基金は不可。特定目的基金に限る。
その他	4-1	繰越しは認められるか。	基本的に認められない。ただし、自然災害等の避け難い事象による繰越しは、早めに相談いただければ、対応できる場合もある。
その他	4-2	同じ事業を「自由提案枠」と「重点対策枠」の両方に応募できるか。	どちらかを選択いただき、応募いただきたい。
その他	4-3	事業はいつまでに完了する必要があるか。	【重点対策枠】 令和9年3月11日（木）までに事業を完了する必要がある。（国の地域未来交付金を活用していることから、県から市町村への交付金の支払いを3月末までに行う必要があるため。） 【自由提案枠】 基金に積み立てない場合は、令和9年3月31日（水）までに事業を完了する必要がある。基金に積み立てる場合は、令和8年度分の事業と、基金への積立てを令和9年3月31日（水）までに完了する必要がある。基金へ積み立てた分を活用した事業実施については、令和11年3月30日（金）までに完了する必要がある。 ※市町村において補助事業を実施する場合は、補助対象者への補助金の支払いを全て終了した時点で完了となる点にご留意いただきたい。
その他	4-4	KPIが達成できなかった場合に、何らかのペナルティはあるのか。	ペナルティはないが、事業概要や成果については公表することとなっているため、対外的に説明ができるようご留意いただきたい。